

英国法準拠の契約書におけるボイラープレート条項

契約書の起案や検討を行うときに、実質的な条項に注意を集中させ、通常は契約書の最後の方に埋もれている規定—一般条項—にあまり注意を払わないことが多いものです。しかし、この一般条項には重要な役割があります。本ブリーフィングでは、英文契約書によく見られる一般条項の基本的な目的について説明します。

ボイラープレート条項とは何か

ボイラープレート条項（一般条項）は、多くの英国法準拠の契約書に共通する特徴であるというにとどまらず、日本法を含め、他の多くの準拠法の契約書にも取り入れられてきています。一般条項は契約書の中でも比較的標準化された規定を指し、ほとんどまたは全く議論されることなく合意に至ることも多く、契約書の最後の方に記載されます。契約書の他の規定ほど取引上問題にはならず見過ごされることも多いのですが、それでも契約書において有益かつ重要な目的を果たしています。

一般条項の多くは契約当事者間の関係を明確に定めています。一般に、法令や遵法性の制限には従うものの、英国法準拠の契約書の当事者は、自分たちの契約関係を自由に定めることができます。一般条項を含めることで、契約当事者は当事者間の関係をより明確に規定することができ、これによって、万一契約条項に関する紛争が生じた場合における確実性が担保されることとなります。

一般条項を省略することは不確実な状況を作り出し、当事者間の関係や合意について裁判所の解釈に委ねられる余地が生じることになりかねません。しかも、多くの場合は費用もかかり結果は予測不能です。

よくあるボイラープレート条項

完全合意条項

完全合意条項は、その契約が、契約主題に関する当事者間の完全な合意及び了解事項を構成している旨定めるものです。この条項を入れることで、その契約は、契約締結前になされた当事者間のあらゆる合意及び了解事項に優先することになり、書面による契約締結前になされた何らかの口頭又は書面による合意が、当事者間の法律上の契約の一部を構成すると解釈されてしまうリスクを排除することができます。すなわち、この条項は、当事者間の法律関係及び実際の合意条件についての明確性を確保するものです。

逆に、完全合意規定の含まれる契約を締結する場合には、それ以前に了解又は合意された条件が最終的な契約書に反映されているかについて注意する必要があります。

主要トピック

- ボイラープレート条項とは何か
- よくあるボイラープレート条項

ノー・リプレゼンテーション／ノー・リライアンス条項

英国法においては、契約締結前に行われた不実の表明に他方当事者が依拠することで、かかる表明を行った契約当事者に重大な不利益な結果が生じる場合があります。ノー・リプレゼンテーション及びノー・リライアンス条項は、一方の契約当事者が不実の表明に対する請求を行うリスクを排除するために使用されます。

契約締結前の不実の表明に関する英国法の規則は、厳格かつ複雑です。契約の一方当事者が、契約締結時に他方当事者がある事実に関して行った重大な不実の表明に依拠した場合、善意の当事者はその契約を取り消すことができます。すなわち、その契約は締結されなかったものとして扱われ、支払いは契約に従って払い戻されます。過失による不実の表明の場合には、善意の当事者は、不実の表明がなされた時点で予測不能であった損害も含め、詐欺の場合と同様に広範囲の損害賠償の請求が可能です。たとえ表明が事実というより一つの意見に近く、この厳しい規則の枠外にあるように見えても、当該表明を行った者はその意見を有する合理的な理由があるという事実を黙示していると解釈されることも多く、結果的に規則に服することになります。

ノー・リプレゼンテーション及びノー・リライアンス条項を入れる目的は、両当事者は契約締結前にいかなる表明も行っていないこと、またかかる表明を行ったとしても、いずれの当事者も、他方当事者が行った表明で当該契約書に記載のないものには依拠しなかった旨を規定するためです。

同条項は契約締結前の表明から当事者を保護するものであり、契約書に記載された不実の表明に対する保護ではないため、両当事者は、契約書においても不実の表明を行わないよう注意しなくてはなりません。

権利不放棄条項

契約違反があった場合、契約の明示的な規定又は一般的な契約法理により、相手方当事者に契約を解除する権利が生じることがよくあります。相手方当事者は、契約違反を覚知した場合において直ちに解除権を行使する必要はなく、行使するか否かを検討するある程度の時間が与えられます。とはいえ、あまりにも長い期間放置しておく、相手方当事者は当該違反を認めたものとして扱われるおそれがあります。

より重要なこととして、相手方当事者が解除とは相容れない何らかの行為をすることにより、解除権は失われます。契約解除権の放棄には、(a) 解除権を生じさせる事実を知っていること、及び (b) 違反当事者に対する明確かつ明解な解除権を放棄する旨の通知（言葉又は行為によることを問わない。）が必要です。

権利不放棄条項では、一般に、権利の不行使又は権利行使の遅れは当該権利の放棄を構成するものではないと定めていますが、その目的は解除権（及びその他の権利）の保全であり、契約に基づく解除権の放棄となるような解除と矛盾する行為を無効にすることができます。もちろん、契約を解除するために当事者がとるべき手続が契約書に規定されているにもかかわらず、相手方当事者がその手続に従わなかった場合には、この限りではありません。

分離条項

契約の一部の条項が、その違法性、無効性又は執行不能性ゆえに無効又は執行不能とされる場合があります。契約締結後の法令の変更により、契約に定められている義務の履行が一部違法となったり、雇用契約中の制限条項の範囲が広すぎると解釈された場合等がこれにあたります。

分離条項が規定されていないと、無効な規定により契約書全体が無効となってしまうおそれがあります。分離条項は、契約書全体が終了又は無効となるのではなく、違法な規定のみが無効又は執行不能となり、契約書のその他の規定は何ら影響を受けない旨規定するものです。

分離条項の効果には限界があり、ときに、無効な規定は契約の根本にかかわり、当該規定がないと契約の意味をなさないような場合には、分離条項があっても契約が無効又は執行不能とならざるを得ない場合もあります。従って、分離条項の有無にかかわらず、契約の重要な条件がすべて合法かつ完全に執行可能となるよう注意を払うべきです。

副本

副本への署名とは、契約当事者が、他の当事者が署名した文書とは物理的に異なる別個の文書に署名する場合をいいます。これは、物理的に同一の文書に両当事者が署名する場合とは対照的です。この方法は電子的署名を行う場合によく用いられ、複雑なクロスボーダー契約の場合は署名の場所やタイミングの点で便利です。また、当事者が前もって署名しておき、署名した文書を同時に交換することで契約を発効させることができるという利点もあります。

ただし、副本への署名を行うには、かかる方法での文書への署名は当事者間の拘束力ある契約書を作成するうえで十分である旨、副本条項に定める必要があります。従って、副本への署名を行う可能性のある場合には、副本条項を契約書に規定すべきです。

第三者の権利

1999年契約（第三者の権利）法（「第三者法」）では、(i) 契約に明示的な規定のある場合、又は(ii) 第三者に恩恵を授与することが条項の意図するところである場合には、契約当事者以外の者に契約の条項（免責条項に依拠することを含む。）を強制執行する権利を与えています。ただし、契約を正しく解釈する所に従い、当事者が当該条項の第三者による強制執行を意図していない場合にはその限りではありません。

第三者法は、英国法準拠の契約すべてに適用されます。かかる権利は、契約上の当事者の意図に反して黙示的に付与されるおそれがあるため、当該権利を排除する条項が英国法準拠の契約書にはよく見られます。

第三者の権利を排除する条項は、当事者間の合意に合わせて修正することもできます。例えば、第三者に特定の権利を付与する一方、第三者のその他の権利を排除するような規定も可能です。

結論

一般条項には個々の目的があり、どのように起案するかで得られる結果も異なります。従って、契約当事者間の最終的な合意を確保するために、一般条項も実質条項と併せて法律専門家に検討してもらうことが重要です。

お問い合わせ先

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。



神山達彦
(かみやまたつひこ)
パートナー

T: +(81 3) 5561 6395
E: tatsuhiko.kamiyama
@cliffordchance.com



Andrew Whan
(アンドリュー・ワン)
パートナー

T: +(81 3) 5561 6615
E: andrew.whan
@cliffordchance.com



杉原奈都子
(すぎはらなつこ)
アソシエイト

T: +(81 3) 5561 6681
E: natsuko.sugihara
@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目17番7号赤坂溜池タワー7階

© Clifford Chance 2012
Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyō)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C

*Clifford Chance has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh.

TOKYO-1-262673